

別表

手当の種類		主な支給対象職員・支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務手当		市税の賦課又は徴収の事務に従事した職員	月額	円 2,000
調査手当		市税の賦課調査又は評価のため外勤した職員	日額	300
徴収手当		市税、し尿処理手数料、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の徴収のため外勤した職員	日額	300
社会福祉業務手当		社会福祉業務に従事した職員で規則で定めるもの	月額	5,000円以内で規則で定める額
保育士・保健師等手当		保育士、保健師等の職にある職員で規則で定めるもの	月額	5,000円以内で規則で定める額
感染症処理手当		感染症患者の収容及び患者消毒作業に従事した職員	日額	1,000
行旅死亡人取扱手当		行旅死亡人が発生した場合、その処理作業に従事した職員	1回	3,500
行旅病人取扱手当		行旅病人が発生した場合、その処理作業に従事した職員	1回	2,500
動物死体処理手当		動物の死体処理作業に従事した職員	1件	300
電気主任技術者管理手当		当該施設の電気設備の管理の責めに任ずる職員	月額	3,000
ボイラー技術者管理手当		当該施設のボイラー設備の管理の責めに任ずる職員	月額	2,000
土木・建築等技術者手当		土木、建築等に関する業務に従事した職員で規則で定めるもの	月額	5,000円以内で規則で定める額
じん芥処理作業手当		じん芥処理作業に従事した職員	日額	500
清掃作業手当		下水、道路及び公園の清掃作業に従事した職員	日額	500
危険作業手当		危険作業に従事した職員 (1) 凶暴性精神病患者の救護収容 (2) 在宅結核患者の調査及び療養指導 (3) 消毒又は病虫害防除等の散布に従事した職員 (4) 市施工の工事現場における身体に著しく危険な作業 (5) 水防その他災害救助における著しく危険な作業 (6) その他市長が特に認めた危険な作業	日額	500
消防手当	火災等出動手当	火災等に出勤し、火災防御活動等に従事した消防職員で規則で定めるもの	1回	500円以内で規則で定める額
	機関員手当	消防自動車等の機関員となつた消防職員で規則で定めるもの	月額	3,000円以内で規則で定める額
	夜間特殊業務手当	正規の勤務時間として夜間(午後10時から午前5時まで)業務に携わつた交替制勤務の消防職員	1当務	300

予防・火災調査手当	予防(査察)業務又は火災調査に従事した消防職員	日額	300
通信業務手当	通信指令業務員となつた消防職員	月額	2,500
救急救命士手当	救急救命士の免許を受けている消防職員で救急活動に従事したもの	月額	5,000
用地取得交渉手当	用地の取得交渉に従事した職員	日額	300
衛生管理者手当	衛生管理者として従事した職員	月額	2,500